

時の動き

高市総務大臣発言を許さない

新社会党東京都本部委員長 福田 実



政府批判番組への威嚇

…高市総務相の発言

今年2月の衆院予算委員会で高市総務大臣は、放送局が『政治的公平性を欠く』放送を繰り返したと判断した場合、放送法第四条違反を理由に、電波法第七六条に基づいて電波停止を命じる可能性を答弁した。この発言の核心は、権力が放送における言論・報道の内容を審査し、その内容によって行政処分ができるという放送事業者への威嚇である。

この答弁に対して、東京弁護士会、憲法学者、ジャーナリスト、市民等が、

撤回・抗議等の申し入れをしている。

しかし、高市氏は「発言の撤回はない」との姿勢である。これらの背景には安倍首相との会食に嬉々として出席するメディア幹部の存在がある。抱き込まれているのである。それが、政権に辛口な司会者やスタジオゲストの相次ぐ降板に繋がる。

高市発言こそ、放送法違反、

憲法違反である

「政治的公平性」とは、立場によつて様々な解釈ができる。ある人から見れば、公平であっても、意見の異なる

人から見れば、偏向していると映る。

だから、第四条は、放送事業者に法的義務を課す規範ではなく、内部規律に期待した倫理規定とみなすのが憲法・放送法の研究者の定説であるのだ。つまり、高市発言は放送法違反である。

戦前・戦中は政府の検閲があり、政府や軍部の宣伝機関として利用された。戦後の放送法制定時には、その反省に立って、「放送による表現の自由」を謳ったのである。もし、四条が倫理規定でなく、担当大臣が放送をチェックする根拠法ならば、放送内容の公平性を権力が判断することになる。放送事業者の内部規律の機関と言える放送倫



理・番組向上機構（BPO）の川端委員長が「政治的公平を政府が決めて規制するのは、憲法が保障する表現の自由と百八十度逆だ」と批判し、憲法違反としたのは当然である。

報道は国民の期待に

応えているのか

安倍内閣の解釈改憲、戦争法など、その違憲性が日本国憲法の原理原則に関わる場合、そこでも、単純・機械的に賛成論と反対論を紹介し、自分自身は何らの見解も示さないのが、「政治的公平性」だろうか。それは「報道・表現の自由」の放棄である。

それだけでなく、靱井NHK会長の「政府が右というものを左というわけにはいかない」発言がある。政府の主張をそのまま垂れ流されている実態がある。さらに言えば、安倍首相の外交報道が度々される。今年のサミットも含め、淡々と報道するだけでも「首相は頑張っている」という宣伝効果がある。それが支持率に直結する。批判精神がないニュースは政権を利するだけである。報道関係者の奮起と支える世論が求められる。

安倍政権打倒なくして

日本の危機は去らない

そもそも高市総務相は稲田政調会長と共に、ナチス・ドイツを信奉するネオナチ極右団体代表とツーショット写真を撮影していた。また日本最大の右派組織といわれる「日本会議」の国会議員懇談会（副会長）の経歴を持ち、靖国神社参拝を欠かさない。「高市発言」は、このような人物が「政治的公平性」を判断することになるのだ。

菅官房長官や安倍総理も、高市発言を「当然のこと」「問題ない」として是認している。

高市発言は、安倍政権の報道機関への介入の象徴であると共に、戦争する国づくりを目指す安倍政権の本質である。安倍政権打倒なくして日本の危機はなくならない。

（ふくだ みのる）